

ふれあい介護ステーション 福津

保険外自費サービス 利用規約

令和4年4月1日現在

(保険外自費サービス)

第1条 保険外自費サービスは、利用者に対し、事業所が生活上必要な支援などを、介護保険などの保険を利用せずに実施する事業所独自のサービスです。介護保険などの保険サービスとは料金体制や実施する支援内容が異なるため、混同しないようご注意ください。

(サービス内容)

第2条 事業者は、自費サービスとして、訪問サービス員（以下「サービス員」という）が利用者の居宅を訪問し、オモテ面に記載のあるサービス例を原則とした利用者の生活上の困りごとを支援するサービスを行います。

2 サービス員は、介護福祉士又は介護職員初任者研修もしくはこれに相当する研修を修了した者として。

3 専門性の高い作業や危険を伴う作業、サービス員の心身に大きな負担のかかる作業などは実施できませんのでご了承ください。

(営業時間とサービス提供時間)

第3条 営業時間及びサービス実施日時は月曜日から金曜日の9時から18時までとします。祝日・8月13日～15日・12月30日～1月3日は休止します。ただし、サービス時間外でも実施できる場合があるためご相談ください。

(サービス実施の手続き)

第4条 サービス実施には、まず事業所にご連絡・ご相談ください。サービスや料金についての容説明の後、サービス内容やサービス日時を調整の上、別紙「ふれあい介護ステーション自費サービス利用申込書」を発行しますので、内容ご確認後、署名押印の上、事業所に提出してください。なお、提出をもって本利用規約に同意したものとみなします。

(サービス実施前のケアマネ等への報告)

第5条 介護保険や障害者総合支援サービスを利用している場合、サービスの実施に当たっては「利用者の自立支援」という保険サービス趣旨の観点から、実施内容をケアマネージャーなどに報告・相談させていただきますのでご了承ください。報告・相談の結果、利用者の自立支援を阻害する可能性がある場合などには、サービスをお断りさせていただくことがありますので重ねてご了承ください。

(サービス内容の質に関してのご注意)

第6条 サービス員が行う生活支援サービスは、一般人が一般家庭で行う質のものです。サービスは真摯に実施させていただきますが、専門業者のような質のサービスは実施できかねますのでご了承ください。

(サービス実施時の器具、電気、水道の使用)

第7条 支援に必要な器具や電気、水道については、原則、利用者宅のものを使用させていただきます。使用にあたっての費用は利用者負担となりますのでご了承ください。

(金銭を預かるサービス)

第8条 金銭の預りが発生するサービスを実施する場合は「買物代行時等金銭受領書兼清算書」に記入し、預り前・預り後に確認のサインまたは印鑑を頂きます。確認をいただいた後の金額の差異については、事業所は一切の責任を負いませんのでご注意ください。

(サービス利用料金とお支払い方法)

第9条 料金はオモテ面に記載のある通りです。

2 自費サービスのみを単回で利用の場合は、サービス終了時に料金を徴収し、領収書を発行します。

3 月に複数回利用する予定であったり、介護保険など保険サービスと併用して利用する場合は、月に1度料金を徴収し、請求書と領収書を発行します。

4 毎月の料金のお支払いには、口座振替での引き落としも可能ですのでぜひご利用ください。

(重要事項についての説明)

第10条 サービスに関する重要な事項については、別紙「重要事項説明書」をご覧ください。

(サービスの解約)

第11条 利用者は、事業所に対し、いつでもこのサービスの解約を申し入れることができます。この場合は7日以上予告期間をもって届け出るものとします。

2 事業者は次の各号に該当する場合、サービスを解約できるものとします。この場合は14日以上予告期間をもって届け出るものとします。

①利用者が正当な理由なく事業所に支払うべき利用料を3か月以上滞納し、事業者による催告にも関わらず全額の支払いがないとき。

②利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行い、事業者の申入れにも関わらず改善見込がないとき。

(苦情処理)

第12条 利用者又は利用者の家族は、提供された自費サービスに苦情がある場合、いつでも次の窓口で苦情を申し立てることができます。事業者は、苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処します。

<ふれあい介護ステーションご利用者相談窓口>

担当 … 管理者 吉田翔平 電話 … 0940-72-5737 / 080-5295-3580